
日の出町
高齢者保健福祉計画・
第6期介護保険事業計画

平成27年度～平成29年度

【概要版】

平成27年
日の出町

計画策定の趣旨

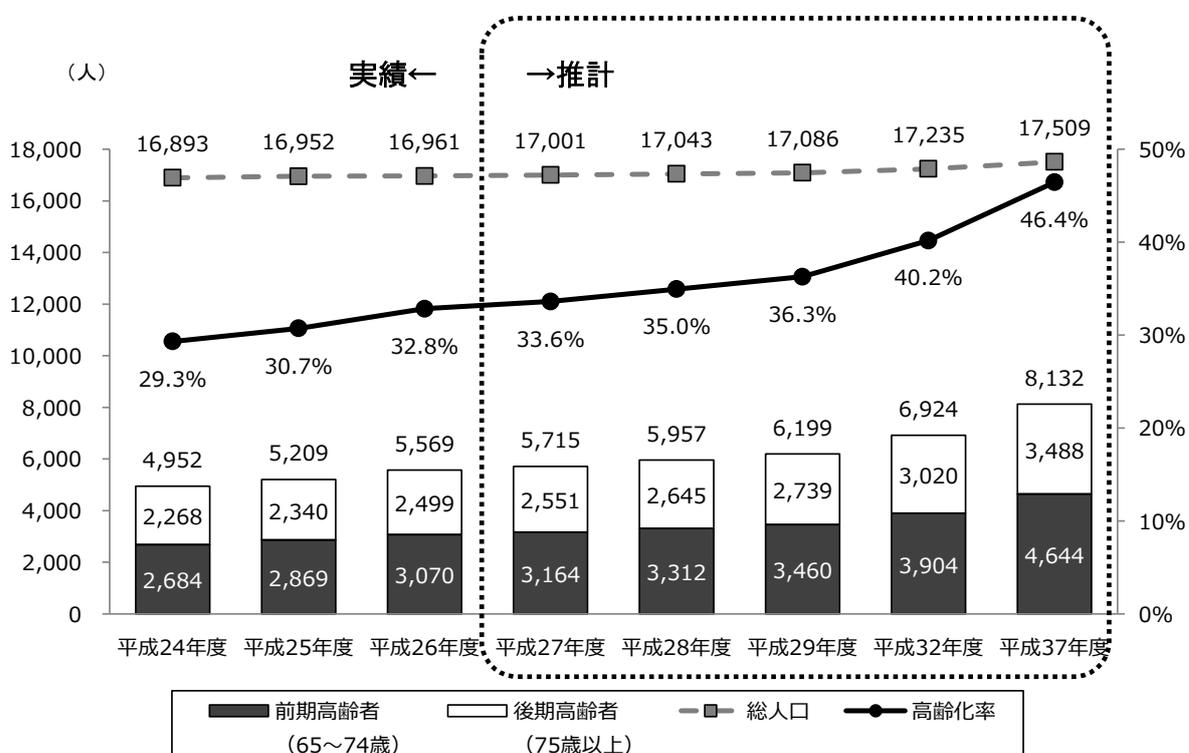
日本の総人口は、平成25年10月1日に約1億2,729万8千人となり、前年よりも減少していますが、65歳以上の高齢者人口は、約3,189万人8千人で過去最高となりました。

『団塊の世代』が75歳以上となる2025年度（平成37年度）には、介護が必要な高齢者が急速に増加し、単身独居や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加すると見込まれています。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、2025年度（平成37年度）を視野に入れた中期的な目標を定め、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を、日の出町の実情に応じて構築していく必要があります。

高齢者の現状と見込み

日の出町の人口は、年々増加傾向にあり、平成21年（16,188人）から平成25年（16,952人）の5年間で約4.7%（764人）の増加となっています。年齢構造別にみると、高齢者人口及び年少人口は年々増加傾向であるのに対し、生産年齢人口は年々減少しており、結果として高齢化率は上昇しています。



地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実します。

●地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実を行います。

【段階的に実施＜平成 27 年度～平成 30 年度＞】

- ①質の高い医療・介護を提供するために在宅医療・介護連携の推進を行います。
- ②認知症の正しい理解促進のための認知症施策の推進を行います。
- ③社会基盤整備のために地域ケア会議の推進を行います。
- ④高齢者を地域で支えるために生活支援サービスの充実・強化を行います。

●予防給付の見直しと生活支援サービスの充実を行います。(介護予防・日常生活支援総合事業)

【段階的に移行＜平成 27 年度～平成 29 年度＞】

- ①全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行します。
- ②サービスの種類・内容・人員基準・運営基準・単価等が全国一律となっている予防給付のうち、訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じ効率的にサービスを提供します。
- ③既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用します。
- ④生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくりを中心に、介護予防の推進や自立支援に向けたサービスの推進を行います。

●特別養護老人ホームの中重度者への重点化を行います。【平成 27 年 4 月実施】

- ①新規入所者を原則、要介護 3 以上に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として重点化を図ります。(既入所者は除く)
- ②他方で、軽度(要介護 1・2)の要介護者について、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与の下、特例的に入所を認めます。

費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充します。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直します。

●保険料の標準 6 段階から 9 段階への見直しを行います。【平成 27 年 4 月実施】

- ①標準の段階設定を現行の 6 段階から 9 段階へ見直します。
- ②保険料負担段階第 5 段階以上の多段階設定による弾力化を継続します。

●低所得者の第 1 号保険料の軽減割合を拡大します。【平成 27 年 4 月実施、平成 29 年 4 月実施】

- ①給付費の 5 割の公費に加えて別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大します。
- ②市町村の特別会計への繰入れを行います。 ※上記、詳細は 6 ページ参照

●一定以上所得者の利用者負担の見直し【平成 27 年 8 月実施】

- ①これまで一律 1 割の利用者負担について、一定以上の所得者の自己負担割合を 2 割にします。

●補足給付の見直し(資産等の勘案)【段階的に実施(平成 27 年度～平成 28 年度)】

- ①施設入所の食費及び居住費において住民税非課税世帯の入居者については負担を軽減します。

基本理念

日の出町では、平成3年6月に高齢者や障がい者にやさしいまちづくり「ひので福祉村構想」を発表して以来、『日本一お年寄りにやさしいまちづくり』を目指してきました。今期計画でも、高齢者が、在宅で介護が必要になっても可能な限りこれまでの生活を続けられ、また、自らが社会の担い手として生き生きとした生活を送れるよう、『日本一お年寄りにやさしいまちづくり』を目指していきます。

日本一お年寄りにやさしいまちづくり

基本目標

基本理念のもとに、以下の3つの基本目標を設定し、施策・事業の推進を図っていきます。

元気なくらしの実現

高齢者一人ひとりが、健康でかつ尊厳を保ちながら、その人らしく元気で生き生きとした生活を送れるよう、健康づくりと介護予防、認知症ケア等が連携した総合的な介護予防施策に取り組み、「元気なくらし」の実現を目指します。

生きがいのあるくらしの実現

高齢者が、長年培ってきた技術・知識、経験を活かしながら、就業、健康・福祉、スポーツ、学習等の分野で生涯現役として活躍するとともに、自分らしく自由に働き、学び、憩い、豊かに交流することを通して、お互いに協力しながら社会的な役割を担い貢献していく、「生きがいのあるくらし」の実現を目指します。

安全安心なくらしの実現

高齢者一人ひとりの身体状況や、一人暮らし高齢者・高齢者世帯などの生活環境に応じた、きめ細かなサービスを提供していくとともに、高齢者が住み慣れた住まい、地域で暮らし続けられるよう、住まい、まちづくりにおいて安全・快適さを確保し、「安全安心なくらし」の実現を目指します。

高齢者を支える地域包括ケア体制の構築

1. 日常生活圏域の設定

本町においては、町の地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等の整備状況その他の条件を勘案して、今後とも、町域全体を1つの日常生活圏域とし、地域に密着したサービス提供の充実を図ります。

2. 地域包括支援センターの機能の充実

地域包括支援センターの相談業務等が的確に行われるよう、町との情報の共有化を推進するとともに、併せて、地域包括支援センターの職員が相談業務等に関する知識や技術の研鑽が継続できるよう研修会や事例検討会の開催・充実を図ります。

また、地域包括支援センターの事業運営については、介護保険事業計画等運営協議会において、公平・中立性の観点から協議し、円滑かつ適正な運営を図るほか、委託に際しては、包括的支援事業の実施に当たっての運営方針を明示していきます。

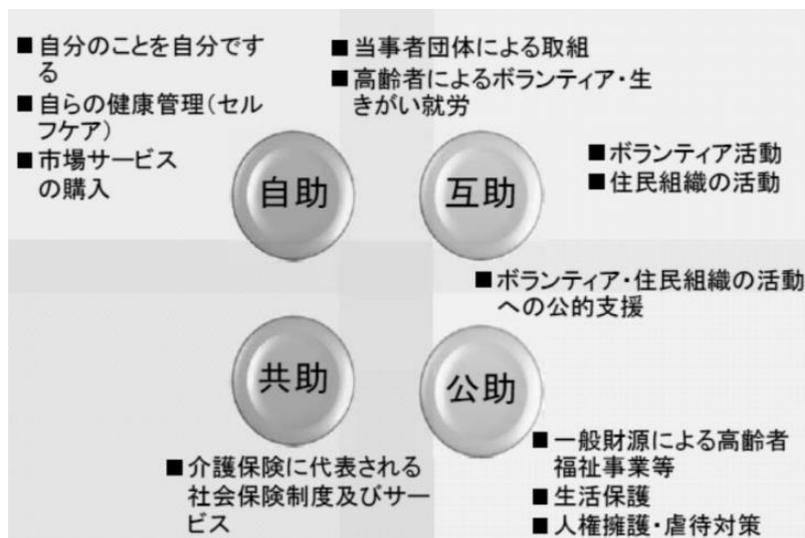
3. 地域包括ケア体制の整備充実

地域包括支援センターを中心に、地域のサービス提供者間のネットワークづくりや行政機関との連携を強化し、地域包括ケア体制の強化とケアマネジメント機能の向上を図ります。

さらに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、ボランティアなどによる多様な形態の地域ネットワークを有効に活用し、地域で暮らす高齢者の日常生活を支えていくための相互の連携、協働体制を確立していきます。

4. 地域包括ケアの基本理念

地域社会の中で自立した生活を送りながら、地域社会を支え他者を支えるだけでなく自分自身の生きがいや自己実現を行う「互助」という考え方を中心に地域包括ケア体制を構築することが重要になります。



保険料負担の公平化

所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、また、多くの自治体で特例第3・特例第4段階の設置や、本人課税所得層の多段階化をしている現状を踏まえ、標準の段階設定を、現行の6段階から9段階に見直します。

なお、日の出町では引き続き多段階化を設定し、第6期についても12段階としています。また、世帯非課税（第1～第3段階）については、新たに公費による軽減の仕組みを導入し、さらなる負担軽減を図ります。 ※下図の通り平成27年4月と平成29年4月に分けて実施。

【公費軽減の実施時期】

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①平成27年4月
第1弾として、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象（65歳以上の約2割）

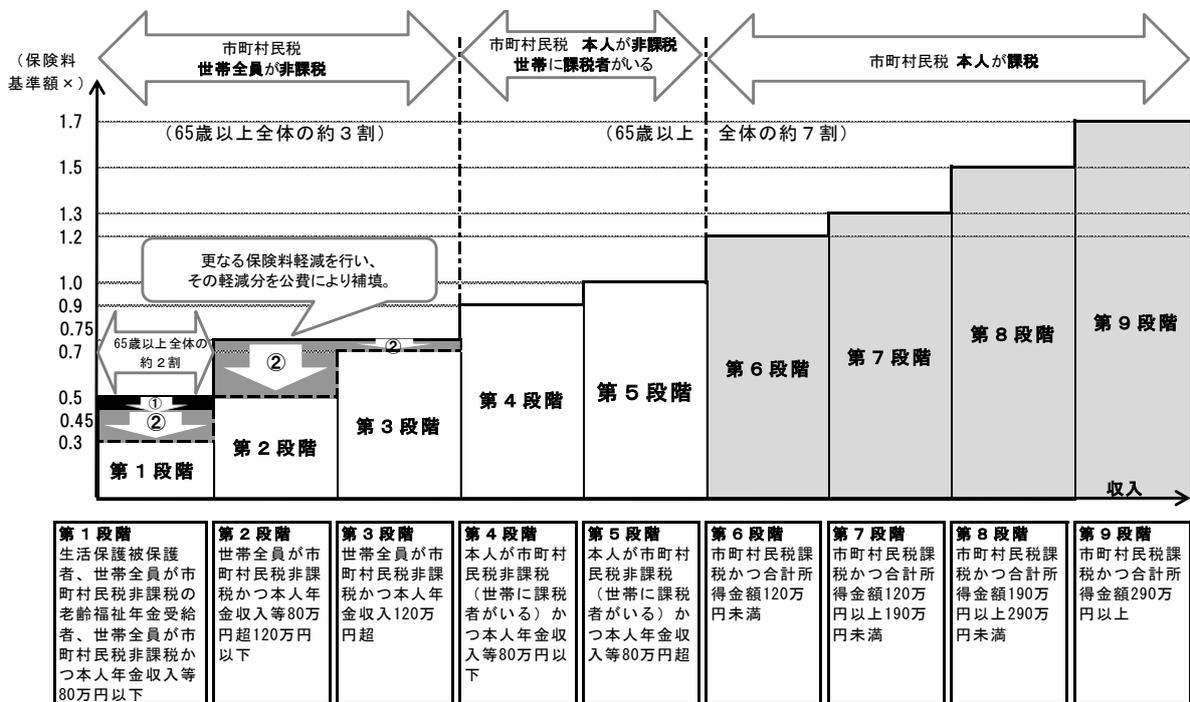
	保険料基準額に対する割合
第1段階	現行 0.5 → 0.45

※公費負担割合
国 1/2、都道府県 1/4 市町村 1/4

②平成29年4月 消費税10%引上げ時に市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施（65歳以上の約3割）

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	現行 0.75 → 0.5
第3段階	現行 0.75 → 0.7

【標準9段階の設定区分】



所得段階別保険料

第6期計画期間の所得段階別介護保険料を以下のとおり設定します。

所得段階	対象者	保険料率	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者の方 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.5	31,200円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	0.75	46,800円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えている方	0.75	46,800円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.9	56,160円
第5段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、かつ本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えている方	1.0	62,400円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額125万円未満の方	1.2	74,880円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上～200万円未満の方	1.3	81,120円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上～300万円未満の方	1.5	93,600円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上～400万円未満の方	1.7	106,080円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上～600万円未満の方	1.8	112,320円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上～800万円未満の方	1.98	123,552円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	2.0	124,800円

日の出町 高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画【概要版】

平成27年3月

発行：日の出町いきいき健康課介護保険係

〒190-0192

西多摩郡日の出町平井2780番地

電話：042-597-0511